第37号議案

春日市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年6月5日

春日市長　井　上　澄　和

提案理由

市民活動交流拠点地区地区計画の区域内における用途地域の変更に伴い、当該区域内における建築物の制限に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

春日市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項並びに第8条第1項及び第2項中「別表第8の14」を「別表第9」に改める。

別表第1中

「

南部白水地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画南部白水地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

」

を

「

南部白水地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画南部白水地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
市民活動交流拠点地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画市民活動交流拠点地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

」

に改める。

別表第8の14の次に次の1表を加える。

別表第9

市民活動交流拠点地区整備計画区域内における建築物の制限

区分	項目	内容
(い)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 1　店舗、飲食店、劇場、映画館又は観覧場で、その用途に供する部分(劇場、映画館又は観覧場の用途に

		供する部分にあっては、客席部分に限る。)の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの 2　床面積の合計が10,000平方メートルを超える病院 3　老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 4　大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの 5　ホテル又は旅館 6　カラオケボックスその他これに類するもの 7　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8　神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9　自動車教習所 10　自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) 11　倉庫業を営む倉庫 12　床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 13　工場(パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。)
(ろ)	容積率の最高限度	―
(は)	建ぺい率の最高限度	―
(に)	敷地面積の最低限度	―
(ほ)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線等までの距離	―

(へ)	建築物の高さの最高限度	―

附　則

この条例は、公布の日から施行する。